



臨時
パート職員へ

秋厚労ニュース

NO1864号

2018年8月27日

秋田県厚生連労働組合

秋田市山王5-4-2

TEL 018(864)3341

FAX 018(864)3349

無期転換規定 知らせて

働き続けられる職場

臨時・パート職員は、有期労働契約を反復更新し、通算5年を超えると、期間の定めのない「無期労働契約」を申込みことができます。知らない人もいるかもしれませんので規定の内容を知らせてください。

安心して働くため無期転換ルールを活用しよう

平成25年に労働契約法が改正されました。有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者が契約期間の定めのない雇用契約を申込みことができます。申込みされた事業所は無期労働契約に転換しなければなりません。

病院で説明した所も

秋田県厚生連でも、病院によっては、無期転換ルールの対象者に説明を行ったようです。

有能な人が

継続して働ける

以前、ある職場では、有能な臨時職員が契約更新されず、「あんな有能な人を手放すなんてもったいない」「仕事を助けてもらっていたので残念でしたかたがたがない」などの声が上がりました。無期転換ルールを適用すれば、業務に熟練し意欲のある人



写真は本文とは関係ありません

に継続して働いてもらえるため、同じ職場で働く正職員も大変助かります。

臨時・パート職員は大切な仲間

無期転換ルールは、労働条件（賃金、休みなど）の改善が条件とされていないのが問題です。秋田県厚生連でも、無期雇用へ転換した後も労働条件は変わりません。

正職員で雇用すべきです。一方、子育てや介護などの家庭の事情により、正職員を望まない人たちもいます。そういった方々も安心して働き続けられる職場づくりも求められています。

秋厚労は、経営者に対し、必要な人材は計画的に正職員へ登用するべきだと主張してきました。更新を繰り返して、正職員と同等の仕事をしている方については、

臨時・パート職員は大切な働く仲間です。無期雇用を望む人が職場にいるかもしれません。積極的に声を掛け合って規定の内容を知らせてください。

無期労働契約転換申込書

院長 敬

院 長

申出日 平成 年 月 日

病院名 _____

職員コード _____

職種名 _____

氏 名 _____ 印 _____

私は、現在の雇用契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条の規定に基づき、期間の定めのない労働契約への転換を申込みます。

無期転換申込みの流れ

- ① 無期労働契約転換申込書を総務管理課よりもらう
- ② 申込書に記入し総務管理課へ提出
- ③ 院長が受理し、申込者へ通知
- ④ 無期労働契約への転換終了